

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

1. 特例率

枚方市では、取得年の翌年度より、固定資産税の課税標準となる額を3年間0とします。

2. 対象者

- ① 先端設備等導入計画の認定を受けていること。
 - ② 中小事業者等に該当すること。
 - ・ 租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人
常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
 - ・ 租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小企業者に該当する法人
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員1,000人以下の法人(大企業の子会社を除く)
- ※ 先端設備等導入計画で定める「中小企業者」と一部異なります。

3. 対象設備等

下表の対象設備等のうち、次の2つの要件を満たすこと。

要件① 一定期間内に販売されたモデル。(最新のモデルである必要はありませんが、中古資産は対象外。)

要件② 生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度等)が、旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備。

※ 要件①、②について、工業会等の証明書を取得する必要があります。

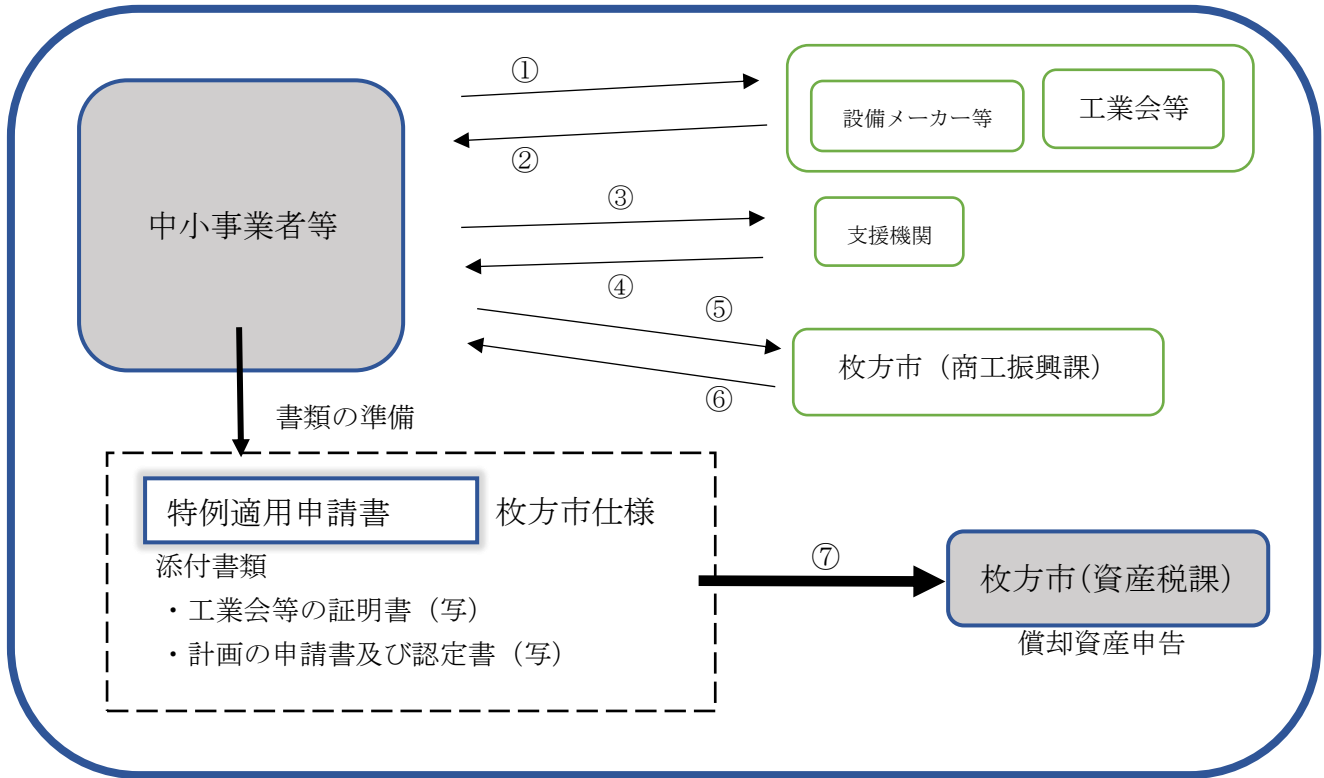
設備の種類	最低価額(1台1基 又は一の取得価額)	販売開始時期	その他
機械装置	160万円以上	10年以内	※1 償却資産として課税されるものに限り ※2 取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたものに限り
工具(測定工具及び検査工具に限る)	30万円以上	5年以内	
器具備品	30万円以上	6年以内	
建物附属設備(※1)	60万円以上	14年以内	
構築物	120万円以上	14年以内	
事業用家屋(※2)	120万円以上		

その他要件: 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。

4. 適用期間

令和5(2023)年 3 月末まで

5. 適用申請の流れ



- ① 設備メーカー等を経由して工業会等に証明書の発行を依頼 →② 証明書発行
 - ③ 認定経営革新等支援機関に確認書の発行を依頼 →④ 確認書発行
 - ⑤ 枚方市(商工振興課)に計画の申請 →⑥ 計画の認定書発行
 - ⑦ 設備を取得後、枚方市(資産税課)に必要書類を添付し償却資産の申告
- ※ リース会社が申告を行う場合は、上記書類の他にリース契約見積書(写)、固定資産税軽減額計算書(写)が必要です。

6. その他

- ・ 先端設備等導入計画：中小企業者等の経営強化法第53条第2項
- ・ 中小事業者：租税特別措置法第10条第7項第6号
- ・ 中小企業者：租税特別措置法第42条の4第8項第6号
- ・ 固定資産税の課税標準の特例措置：地方税法附則第64条